

CORONA

第73期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

新潟県三条市東新保7番7号
当社本社技術開発センター
3階大ホール

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大防止についてのお願い

本年は感染症拡大防止のため、可能な限り事前に議決権を行使いただき、会場へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第73期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
計算書類 等	35
監査報告書	39



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

株式会社 **コロナ**

証券コード 5909

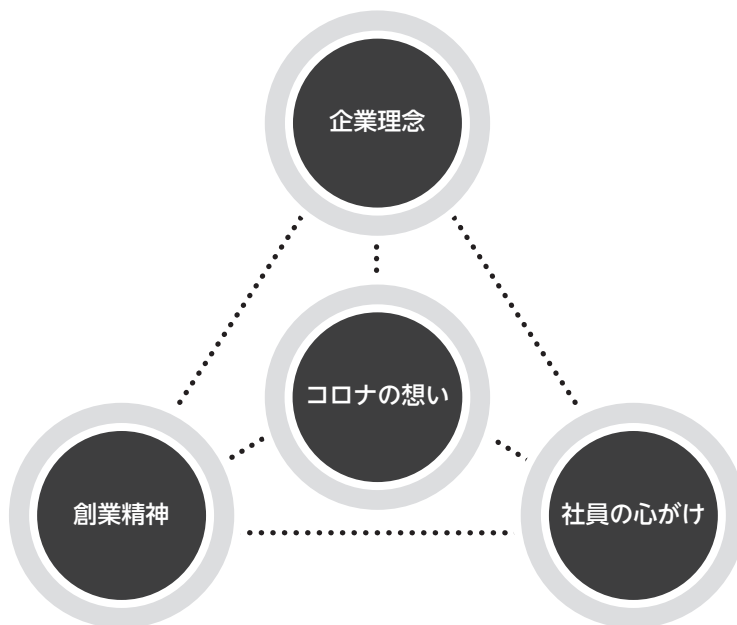
経営理念：コロナイズム

企業理念

あなたと共に

夢…新たなライフシーン…を実現しお客様に喜んでいただけるコロナ

～快適・健康で環境にやさしい心豊かな生活になくってはならないコロナでありたい～



創業精神

〔 誠実と努力 〕

- 経営とは信用を得ることである。実践すべき道を忠実に実行する誠実な経営に徹する。
- 誠を尽くして努力をすれば不可能はない。必ず道は拓ける。

コロナの想い

〔 感謝と感動 〕

- お客様や社会への感謝と人に尽くすことを忘れずに、夢と希望を持ち、明るく、仲良く、喜んで働ける「明朗」「愛和」「喜働」のやる気集団を目指したい。
- お客様から感動していただけるような、夢のある商品を生み出すことに情熱を燃やし続けたい。

社員の心がけ

〔 創造と協創（げんこつの理） 〕

- 一人ひとりが創造性を発揮し、全社一丸「げんこつの理」の精神のもと、組織総合力を高め、新たな付加価値を創出する。

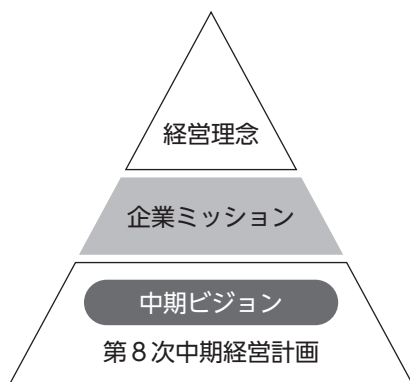
〔 チャレンジ For You 〕

- お客様のために
- 情熱と粘り強さ
- 新たな技術と創造
- オンリーワンを目指す
- スピードとステディ
- やる気集団になる

企業ミッション

当社グループは顧客提供価値の対象を「顧客」から「社会」に広げ、社会のニーズ・課題と当社グループの事業領域を照らし合わせ、当社が果たすべき使命を示したものを企業ミッションと定義しております。当社グループのフレームワークでは経営理念と中期経営計画の間に位置付けております。

当社グループは広く社会や環境に貢献する存在であるために、事業活動を通じて価値を創造し、ミッションの実現を目指してまいります。



【企業ミッション】

- 快適で心はずむ毎日
体感できる快適に加え、暮らしにゆとりや彩りを。
つかう人の心の満足も生み出します。
- 環境にやさしい暮らし
日々の暮らしを環境にやさしいものに。
毎日つかうものだから、エネルギーを効率よく利用し、
地球環境に配慮します。
- だれでもいつでも安心な社会
だれでもつかいやすく、いつでも安心を。
事業を通じて、安心でレジリエンスな社会の実現に貢献
します。



証券コード：5909
2021年6月4日

株 主 各 位

新潟県三条市東新保7番7号

株式会社 **コロト**

代表取締役社長 小林 一 芳

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださるか、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）より2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県三条市東新保7番7号
当社本社技術開発センター 3階大ホール

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止についてのお願い

- ・ 本年は感染症拡大防止のため、可能な限り事前に議決権を行使いただき、会場へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) においてお知らせいたします。
- ・ ご出席される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による
議決権行使の場合



電磁的方法（インターネット）
による議決権行使の場合

行使期限

**2021年6月24日（木曜日）
午後5時10分必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

**2021年6月24日（木曜日）
午後5時10分入力完了分まで**

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

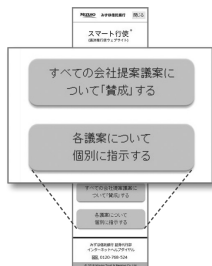
「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

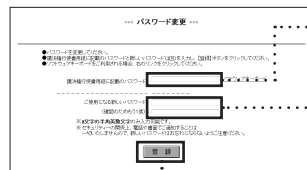
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当及び取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資及び設備投資に活用し、売上高の拡大及び収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の皆様の利益確保を図ってまいります。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 400,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 400,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに株主の皆様への安定的な配当の継続等を勘案し、1株につき14円といたしたいと存じます。これにより、昨年12月の中間配当金（1株につき14円）を含め、当期の年間配当金は1株につき28円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円 総額407,271,172円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）12名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況 (出席率)
1	うち だ かつむ 内 田 力	代表取締役会長 再任	14回/14回 (100%)
2	こ ばやし かず よし 小 林 一 芳	代表取締役社長 再任	14回/14回 (100%)
3	おお もも みつる 大 桃 満	取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当 再任	14回/14回 (100%)
4	うち だ まもる 内 田 衛	専務取締役 執行役員営業本部長・LE営業部長 再任	14回/14回 (100%)
5	こ いけ ひとし 小 池 仁	常務取締役 執行役員製造本部長 再任	14回/14回 (100%)
6	にし やま あき ひこ 西 山 昭 彦	常務取締役 執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 再任	14回/14回 (100%)
7	うち だ たか し 内 田 高 志	取締役 執行役員総合企画室統括 再任	11回/11回 (100%)
8	しお た きよ たか 塩 田 清 貴	取締役 執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長 再任	11回/11回 (100%)
9	いな だ あき ひろ 稲 田 昭 弘	取締役 執行役員総合企画室部長 再任	11回/11回 (100%)
10	たか き しゅう や 高 木 修 哉	取締役 執行役員総務部長 再任	11回/11回 (100%)
11	にし むら つね お 西 村 常 男	執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長 新任	—
12	きね ふち まなぶ 杵 渕 学	執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長 新任	—

(注) 内田高志氏、塩田清貴氏、稲田昭弘氏、高木修哉氏の取締役会出席状況は、第72期定時株主総会での選任以降の状況であります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	うちだ つとむ 内 田 力 (1945年5月2日生)	1968年 4月 当社入社 1973年 6月 当社取締役 企画室長 1974年 4月 当社常務取締役 1978年11月 当社専務取締役 1981年 4月 当社代表取締役副社長 1983年 5月 当社代表取締役社長 2016年 4月 当社代表取締役会長（現任）	378,695株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、1973年に取締役に就任後、当社グループの経営に長年携わり、当業界にも精通しております。1981年からは当社の代表取締役を務め、経営の監督の中心的役割を担うものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づきコロナグループ全体を統括するなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
2	こばやし かず よし 小 林 一 芳 (1952年2月1日生)	1970年 3月 当社入社 2001年 5月 当社技術本部副本部長兼研究開発センター部長 2002年 6月 当社取締役 技術本部副本部長兼研究開発センター部長 2003年 5月 当社執行役員技術本部副本部長 2004年 6月 当社取締役 上席執行役員事業戦略部担当 2005年 4月 当社常務取締役 常務執行役員事業戦略部担当 2011年 4月 当社常務取締役 常務執行役員製造本部担当兼製造本部長 2013年 4月 当社専務取締役 執行役員技術本部統括兼コンカレント推進室担当 2015年 5月 当社代表取締役副社長 執行役員技術本部統括 2016年 4月 当社代表取締役社長（現任）	21,719株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、2002年に取締役に就任後、技術部門を中心に事業戦略部門や製造部門等を統括するなど、当社の様々な部門に精通しております。2015年からは当社の代表取締役を務め、経営の指揮を執るものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップをとるなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	おお もも みつる 大 桃 満 (1969年10月6日生)	1990年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員経理部長 2018年 3月 当社執行役員経理部長兼IT企画室担当 2019年 6月 当社取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 2020年 3月 当社常務取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 2021年 3月 当社取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当（現任）	6,355株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、経理部門やIT部門の業務に従事し、現在は執行役員経理部担当兼IT企画室担当を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	
4	うち だ まもる 内 田 衛 (1966年2月9日生)	1988年 4月 関越三菱電機商品販売株式会社入社 1991年10月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員営業本部長付副本部長 2019年 3月 当社執行役員営業本部長 2019年 5月 当社執行役員営業本部長・住設営業部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長 2020年 3月 当社常務取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長 2021年 3月 当社専務取締役 執行役員営業本部長・LE営業部長（現任）	149,380株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門において営業本部長付副本部長等を歴任し、現在は執行役員営業本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	こ い け ひ と し 小 池 仁 (1957年11月29日生)	1980年 4月 当社入社 2007年 2月 当社製造本部三条工場長 2011年 3月 当社製造本部長岡工場長 2013年 4月 当社製造本部柏崎工場長 2015年 4月 当社執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長 2017年 6月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長 2020年 3月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長 2021年 3月 当社常務取締役 執行役員製造本部長（現任）	5,438株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造部門において三条工場長、長岡工場長、柏崎工場長等を歴任し、現在は執行役員製造本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
6	にし や ま あ き ひ こ 西 山 昭 彦 (1959年11月16日生)	1982年 4月 オリンパス光学工業株式会社（現 オリンパス株式会社）入社 1995年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・空調商品開発グループ部長 2018年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2021年 3月 当社常務取締役 執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長（現任）	3,438株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門において商品開発等に従事し、現在は執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
7	うちだたかし 内 田 高 志 (1986年10月23日生)	2011 年 4月 当社入社 2017 年 3月 当社経理部特任部長 2018 年 3月 当社執行役員総合企画室統括 2020 年 6月 当社取締役 執行役員総合企画室統括（現任）	248,320株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門や経理部門等の業務に従事し、現在は執行役員総合企画室統括を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
8	しおたきよたか 塩 田 清 貴 (1959年8月24日生)	1982 年 4月 当社入社 2010 年 3月 当社営業本部金沢支店長 2015 年 3月 当社営業本部名古屋支店長 2019 年 3月 当社執行役員営業本部名古屋支店長 2020 年 3月 当社執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長 2020 年 6月 当社取締役 執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長（現任）	2,938株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門において金沢支店長、名古屋支店長等を歴任し、現在は執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
9	いなだあきひろ 稲 田 昭 弘 (1961年7月18日生)	1984 年 4月 当社入社 2018 年 3月 当社執行役員総合企画室部長 2020 年 6月 当社取締役 執行役員総合企画室部長（現任）	4,738株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、商品企画や経営企画等の業務に従事し、現在は執行役員総合企画室部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
10	たかきしゅうや 高 木 修 哉 (1962年5月26日生)	1985 年 4月 株式会社河合楽器製作所入社 1991 年 9月 当社入社 2016 年 3月 当社執行役員総務部長 2020 年 6月 当社取締役 執行役員総務部長（現任）	4,538株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、人事・法務等の業務に従事し、現在は執行役員総務部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
11	新任 にし むら つね お 西 村 常 男 (1962年10月14日生)	1985年 4月 株式会社研精舎入社 1997年 2月 当社入社 2017年 3月 当社技術本部住設商品開発グループ部長 2019年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・暖房商品開発グループ部長・住設商品開発グループ部長 2021年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長（現任）	2,100株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門において商品開発等に従事し、現在は執行役員技術本部副本部長・住設商品開発グループ部長兼渉外部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。		
12	新任 きね ふち まなぶ 杵 渕 学 (1963年6月9日生)	1989年 4月 当社入社 2012年 3月 当社製造本部柏崎工場長 2013年 4月 当社製造本部三条工場長 2017年 3月 当社執行役員製造本部副本部長・三条工場長 2021年 3月 当社執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長（現任）	1,600株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造部門において柏崎工場長、三条工場長等を歴任し、現在は執行役員製造本部副本部長・三条工場長・ロジスティクスセンター部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補の指名を行うに当たっては、代表取締役社長及び独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、代表取締役社長が取締役会に上程しております。

候補者については、創業精神や企業理念、事業展開などに即し、迅速かつ的確な意思決定に資すると共に、持続的成長に貢献できる人物を基本としております。

なお、当社の取締役会は、当社の営業・技術・製造・管理部門等の業務を経験した取締役及び財務・会計、企業法務、会社経営等に精通した社外取締役により構成されております。取締役の性別、年齢等の属性について多様性を確保するよう配慮しており、女性の社外取締役（監査等委員）を1名選任しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）松平文隆氏が辞任により退任されますので、監査等委員1名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
新任 すぎもとまさよし 杉本昌義 (1958年9月14日生)	1981年 4月 株式会社新潟相互銀行（株式会社新潟中央銀行に改称）入行 2000年 12月 当社入社 2015年 3月 当社広報室部長 2016年 3月 当社執行役員広報室部長 2021年 3月 当社広報室統括（現任）	1,500株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に与信管理、経理、広報・IR部門の業務に従事し、現在は広報室統括を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、監査等委員会の監査・監督機能の強化に資するとともに、業界や社内に精通している人物と判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。取締役に選任された場合は、常勤の監査等委員である取締役となる予定です。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉本昌義氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)
監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっては、代表取締役社長及び独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、監査等委員会では候補者について同意の決議を得たうえで、代表取締役社長が取締役会に上程しております。
候補者については、監査等委員会の監査・監督機能の強化に資すると共に、業界や社内に精通した社内出身者と東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、多様かつ専門的な知識、経験と高い見識を有する社外出身者で構成することを基本としております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けて停滞していた社会経済活動が徐々に再開し、弱いながらも個人消費が持ち直すなどの動きがありました。しかしながら、依然として感染症が収束していないことから、先行きの不透明感が強まりました。

住宅関連機器業界においては、一部住宅設備機器の供給に遅れが出たほか、新設住宅着工戸数や新規受注が減少するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響がみられました。

このような状況の中、当社グループは第8次中期経営計画のもと、「コロナブランドの拡大と進化」を推進キーワードに、基本戦略「既存販売チャネルでの事業領域拡大」「空調メーカーとしてのポジション構築」「持続的成長のための機能・基盤強化」に基づいた事業戦略・機能戦略の取り組みを進めました。

事業戦略では、既存の販売チャネルを最大限に活用するための商品カテゴリー拡大やラインアップ拡充、提供価値拡大に向けた商品開発や協業などビジネスチャンスの拡大に取り組んだほか、IoT技術を活用した商品・サービスの強化として、「コロナ快適ホームアプリ」のサービスを開始しました。また、ルームエアコンをはじめとした空調・家電機器の開発や生産、販売活動強化に向けて、組織横断的に取り組みを進めました。

機能戦略では、ブランディングの推進や顧客接点の強化、管理間接業務の生産性向上、物流配送機能の最適化を進めるとともに、それらの活動を支える組織や人材育成の取り組みを進めました。

【ご参考】ブランド・スローガン「つぎの快適をつくろう。CORONA」

つぎの快適をつくろう。

CORONA

「暖房のコロナ」から、年間を通じた「快適創造のコロナ」へ成長するため、ブランド・スローガンを制定しました。当社グループは、創業当初から「生活文化の向上に寄与したい」という一貫した理念のもと、様々な商品・サービスの提供を行ってきました。ブランド・スローガンには、今後は体感できる快適性にとどまらない、ワンランク上の「次なる快適」を提供するために、常に探究していこうとする姿勢や想いが込められています。

これらの取り組みにより、製品の種別売上高の概況は、以下のとおりとなりました。

<暖房機器>

暖房機器の売上高は、26,551百万円(前期比12.2%増)となりました。

新製品である寒冷地向け石油暖房機「FIRNEO（フィルネオ）」をはじめ、石油ファンヒーターや遠赤外線電気暖房機などの提案活動を行い、販売も好調に推移しました。また、12月中旬からの寒波到来も販売の後押しとなり、防災需要の高まりから電源が不要なポータブル石油ストーブも好調に推移した結果、暖房機器全体は前期を上回りました。

<空調・家電機器>

空調・家電機器の売上高は、19,018百万円(前期比5.3%増)となりました。

ルームエアコンは初夏の気温上昇や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加などもあり、ウインドタイプを中心に販売が順調に推移しました。また、除湿機は部屋干し需要の増加などもあって前期を上回り、空調・家電機器全体は前期を上回りました。

<住宅設備機器>

住宅設備機器の売上高は、31,070百万円(前期比2.0%増)となりました。

主力商品であるエコキュートは、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及や買い替え需要が拡大する中、業界トップクラスの省エネ性能である最上位機種を軸に販売活動を進めたことで、順調に推移しました。また、空気清浄・除菌等の機能を備えた多機能加湿装置「ナノフィール」などのアクアエア商品も好調に推移し、住宅設備機器全体は前期を上回りました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による当社グループへの影響につきましては、展示商談会等のイベントや訪問営業において一部制限が続いたため、オンラインを活用した営業活動の施策等を講じましたが、一部商品の販売に影響が生じました。一方で、在宅時間の増加などにより暖房機器や空調・家電機器の販売が順調に推移したため、当連結会計年度の業績への影響は軽微でありました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は82,169百万円(前期比4.4%増)となりました。利益面については、株価下落による投資有価証券評価損の計上などが影響したものの、暖房機器などの売上拡大や全社的な経費削減に取り組んだことにより、営業利益は963百万円(前期比85.9%増)、経常利益は1,283百万円(前期比62.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は626百万円(前期比62.2%増)となりました。

製品の種別区分	2 0 1 9 年 度 第 7 2 期	2 0 2 0 年 度 (当 期) 第 7 3 期	前 期 比 率 増 減
	百万円	百万円	
暖 房 機 器	23,663	26,551	12.2%増
空 調 ・ 家 電 機 器	18,060	19,018	5.3%増
住 宅 設 備 機 器	30,452	31,070	2.0%増
そ の 他	6,534	5,528	15.4%減
合 計	78,711	82,169	4.4%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額は1,612百万円（有形固定資産1,392百万円、無形固定資産219百万円）であります。そのうち、有形固定資産投資の主なものは、新商品に伴う金型の製作及び購入、当社及び連結子会社の各工場の合理化等を目的とした生産設備の導入及び更新であります。無形固定資産投資の主なものはソフトウェア投資であります。

なお、当連結会計年度中において実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失に該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束が見通せないことから、引き続き経済や企業活動への影響が考えられます。住宅関連機器業界においては、中長期的には世帯数の減少や住宅の長寿命化による新設住宅着工戸数の減少が予想されるほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する可能性もあり、住宅市場を取り巻く環境は依然として不透明であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が当社グループの事業に与える影響につきましては、販売活動においては、今後も展示商談会等のイベントや訪問営業における一部制限が継続すると予想されます。一方で、在宅時間の増加が暖房機器や空調・家電機器の需要増加につながる可能性があります。また、生産活動においては、大きな影響はないと見込んでおります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の今後の動向によっては、国内消費の低迷や生産活動への影響が発生するおそれがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況のもと、当社グループは創業から築いてきた「暖房のコロナ」ブランドをベースに、年間を通して空調・給湯における価値を提供する企業を目指して、第8次中期経営計画のもと、事業領域の拡大と持続的成長のための機能・基盤強化の戦略を推進してまいります。また、将来の成長に向けた積極的な投資を継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い

い申しあげます。

【中期ビジョン】

ゆるぎない暖房ブランドをベースに、
年間を通じた空調・給湯の提供へ進化しつづけるコロナ

【第8次中期経営計画】（2019年度～2021年度）

■推進キーワード

「コロナブランドの拡大と進化」

■基本戦略

第8次中期経営計画では、基本戦略「既存販売チャネルでの事業領域拡大」「空調メーカーとしてのポジション構築」「持続的成長のための機能・基盤強化」に基づいた施策を事業戦略・機能戦略として実行してまいります。

■事業戦略

事業戦略では、基本戦略「既存販売チャネルでの事業領域拡大」「空調メーカーとしてのポジション構築」を実現するための施策を進めてまいります。

既存の販売チャネルを最大限に活用すべく、暖房機器、空調・家電機器、住宅設備機器それぞれの商品カテゴリーの拡大やラインアップの拡充を図ってまいります。また、商品の提供価値拡大に向けたIoT関連商品の開発推進や協業などビジネスチャンスの拡大に取り組むほか、ルームエアコンをはじめとした空調機器においては、開発・生産・販売活動の強化を目指し、組織横断的に取り組みを進めてまいります。

■機能戦略

機能戦略では、基本戦略「持続的成長のための機能・基盤強化」を実現するための施策を進めてまいります。

市場・顧客とのつながりの強化として、ブランディングの推進や顧客接点の強化など、コロナブランドをより広く浸透させるための取り組みを進めてまいります。バリューチェーンの強化・効率化としては、管理間接業務の生産性向上、物流配送機能の最適化に尽力してまいります。また、企業活動を進める上で欠かすことのできない組織・人財づくりでは、従業員が能力を発揮できる環境づくりや、将来の当社グループを支える人財の育成に努めてまいります。

■経営目標

2021年度

連結売上高 78,800百万円

連結経常利益 1,300百万円

連結経常利益率 1.6%

(注) 2020年度の業績を踏まえ、2021年度の経営目標を修正しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2 0 1 7 年 度 期 第 7 0 期	2 0 1 8 年 度 期 第 7 1 期	2 0 1 9 年 度 期 第 7 2 期	2 0 2 0 年 度 (当 期) 第 7 3 期
売 上 高	82,115	83,195	78,711	82,169
営 業 利 益	2,635	1,639	517	963
経 常 利 益	2,875	1,926	792	1,283
親会社株主に帰属する当期純利益	2,104	1,248	385	626
1株当たり当期純利益	71円73銭	42円56銭	13円19銭	21円46銭
総 資 産	99,710	99,352	96,114	98,512
純 資 産	73,076	72,865	71,162	73,078

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 新 井 コ ロ ナ	58 百万円	100 %	暖房機器、空調機器等の製造
株 式 会 社 今 町 コ ロ ナ	30	100	暖房機器、空調機器等の製造
株 式 会 社 栃 尾 コ ロ ナ	26	100	住宅設備機器、空調機器等の製造及び暖房機器、住宅設備機器等の部品加工
コ ロ ナ サ ー ビ ス 株 式 会 社	25	100	アフターサービス
コ ロ ナ 物 流 株 式 会 社	10	100	倉庫業及び貨物運送取扱
コ ロ ナ リ ビ ン グ サ ー ビ ス 株 式 会 社	10	100	不動産賃貸、住宅等のハウスクリーニング及びリフォーム
大 和 興 業 株 式 会 社	10	100	家電機器、住宅設備機器等の販売
株式会社サンライフエンジニアリング	110	100	管工事、電気工事等のシステム設計、施工、メンテナンスサービス
株 式 会 社 コ ロ ナ テ ク ノ	30	100	電気器具部品等の設計及び製造
株 式 会 社 金 辰 商 事	55	100	住宅設備機器等の販売
札 幌 コ ロ ナ 物 流 株 式 会 社	10	100	倉庫業及び貨物運送取扱
株式会社コロナファイナンス	10	(100)	損害保険代理業

(注)「当社の出資比率」欄の括弧書きは間接所有による出資比率であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、暖房機器、空調・家電機器、住宅設備機器の製造、販売、施工を主要な事業内容とし、さらにこれら事業に関する物流、サービス等の事業活動を行っております。

製品の種類別区分の主要製品は次のとおりであります。

製品の種類別区分	主 要 製 品
暖 房 機 器	石油ファンヒーター、ポータブル石油ストーブ、寒冷地向け石油暖房機、遠赤外線電気暖房機等
空 調 ・ 家 電 機 器	セパレートエアコン、ウインドエアコン、除湿機、加湿器等
住 宅 設 備 機 器	自然冷媒CO ₂ 家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、電気温水器、石油給湯機、温水式暖房システム、ヒートポンプ式冷温水システム、地中熱ヒートポンプ冷暖房システム、ナノミストサウナ、美容健康機器、多機能加湿装置等
そ の 他	管工事等の設計施工、上記製品の部品、不動産賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所在地	名 称	所在地
当社本社	新潟県	当社長岡工場	新潟県
当社札幌支店	北海道	株式会社新井コロナ	新潟県
当社青森支店	青森県	株式会社今町コロナ	新潟県
当社仙台支店	宮城県	株式会社栃尾コロナ	新潟県
当社北関東支店	埼玉県	株式会社栃尾コロナ下田工場	新潟県
当社首都圏支店	東京都	コロナサービス株式会社	新潟県
当社新潟支店	新潟県	コロナ物流株式会社	新潟県
当社金沢支店	石川県	コロナリビングサービス株式会社	新潟県
当社名古屋支店	愛知県	大和興業株式会社	千葉県
当社大阪支店	大阪府	株式会社サンライフエンジニアリング	新潟県
当社広島支店	広島県	株式会社コロナテクノ	新潟県
当社福岡支店	福岡県	株式会社金辰商事	青森県
当社三条工場	新潟県	札幌コロナ物流株式会社	北海道
当社柏崎工場	新潟県	株式会社コロナファイナンス	新潟県

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
2,283名	21名減

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、パートタイマーの当連結会計年度における平均雇用人員(78名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 29,090,798株（自己株式251,656株を除く。）

(2) 株 主 数 10,233名

(3) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社コロナ興産	11,057 千株	38.0 %
公益財団法人内田エネルギー科学振興財団	2,359	8.1
株式会社第四北越銀行	1,318	4.5
コロナ社員持株会	1,022	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	694	2.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	462	1.6
内田 力	378	1.3
外山産業株式会社	365	1.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	325	1.1
ダイヤモンド電機株式会社	273	0.9

(注) 持株比率は自己株式(251,656株)を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化するとともに株主との価値共有のため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年10万株以内とする特定譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資し当社の普通株式の発行又は処分を受けます。その譲渡が制限される期間は、交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間となります。当社が支給する上記金銭報酬債権の額は、各対象取締役の役位その他諸般の事情を勘案し算定し

ております。

なお、対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合等、一定の事由が生じた場合には、当社は、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）を無償で取得します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整いたします。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	42,804株	12名

（５） その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2021年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
内 田 力	代表取締役会長	
小 林 一 芳	代表取締役社長	
大 桃 満	取締役副社長	執行役員経理部担当兼IT企画室担当
関 谷 伸 一	専務取締役	製造本部担当
内 田 衛	専務取締役	執行役員営業本部長・LE営業部長
渋谷 英 晴	常務取締役	技術本部担当
小 池 仁	常務取締役	執行役員製造本部長
西 山 昭 彦	常務取締役	執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長
内 田 高 志	取締役	執行役員総合企画室統括
塩 田 清 貴	取締役	執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長
稲 田 昭 弘	取締役	執行役員総合企画室部長
高 木 修 哉	取締役	執行役員総務部長
松 平 文 隆	取締役 (常勤監査等委員)	
丸 山 結 香	取締役 (監査等委員)	有限会社MAX・ZEN performance consultants 代表取締役 特定非営利活動法人ワーキング ウイメンズ アソシエーション 理事長
小 出 忠 由	取締役 (監査等委員)	小出税務会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の丸山結香氏及び小出忠由氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連携を可能とするため、松平文隆氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）の松平文隆氏は、当社の経理部門において長年にわたる経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）の小出忠由氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）の丸山結香氏及び小出忠由氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

6. 2021年3月21日付で、以下のとおり異動がありました。

氏 名	異動後	異動前
大 桃 満	取締役副社長 執行役員経理部担当兼IT企画室担当	常務取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当
関 谷 伸 一	専務取締役 製造本部担当	専務取締役 執行役員製造本部長
内 田 衛	専務取締役 執行役員営業本部長・LE営業部長	常務取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長
渋 木 英 晴	常務取締役 技術本部担当	常務取締役 執行役員技術本部長・電装開発センター部長・技術管理グループ部長兼渉外部長
小 池 仁	常務取締役 執行役員製造本部長	取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長
西 山 昭 彦	常務取締役 執行役員技術本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長	取締役 執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）の松平文隆氏、丸山結香氏及び小出忠由氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、全ての被保険者は保険料の1割にあたる額を負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その内容の概要は次のとおりです。決定方針は、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議され、取締役会で決定しております。

ア. 基本方針

取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とする。また、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とする。具体的には、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）により構成する。

イ. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ウ. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営目標の達成状況を測るひとつの指標である営業利益の額を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて社内基準により算出された額を一定の時期に支給する。

エ. 非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化するとともに株主との価値共有のため、特定譲渡制限付株式報酬とする。株式付与の対象となる取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資し当社の普通株式の発行又は処分を受ける。その譲渡が制限される期間は、交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とする。当社が支給する上記金銭報酬債権の額は、各対象取締役の役位その他諸般の事情を勘案し算定する。

オ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、「指名・報酬に関する諮問委員会」において審議を行う。取締役会（後掲力の委任を受けた代表取締役社長）は、同委員会の

審議内容を尊重し、種類別の報酬割合を目安に取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝7：2：1とする（業績連動報酬が最大値の場合）。

カ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定手続に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額、株式報酬の現物出資に充てる金銭報酬債権額の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて適切に報酬原案が審議されていることを確認したうえ、上記委任を行う。なお、株式報酬における取締役個人別の割り当て株式数は、取締役会にて決議する。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で定めた総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、各監査等委員である取締役の報酬額を決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年10万株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は12名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2020年6月25日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長小林一芳氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額、株式報酬の現物出資に充てる金銭報酬債権額の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価

を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、「指名・報酬に関する諮問委員会」にて適切に報酬原案が審議されていることを確認したうえで、上記委任を行う等の措置を講じております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	258	222	4	32	15
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	17 (6)	17 (6)	0 (0)	－ (－)	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営目標の達成状況を測る一つの指標である営業利益の額を反映した金銭報酬としており、各事業年度の営業利益に応じて社内基準により算出された額を一定の時期に支給しております。
 なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の実績は、第71期の営業利益976百万円及び第72期の営業利益△43百万円となっております。
2. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して株式報酬を交付しております。
 なお、当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
3. 上記のほか、2020年6月25日開催の第72期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。
 なお、当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

- ① 同総会終結の時をもって退任した取締役に対して支給した役員退職慰労金
- | | | | |
|----------------|----|------|-------------------|
| 取締役（監査等委員を除く。） | 3名 | 4百万円 | |
| 取締役（監査等委員） | 1名 | －百万円 | （うち社外取締役 1名 ー百万円） |
- ② 同総会の決議に基づき役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の役員退職慰労金
- | | | | |
|----------------|----|--------|-------------------|
| 取締役（監査等委員を除く。） | 8名 | 351百万円 | |
| 取締役（監査等委員） | 2名 | 0百万円 | （うち社外取締役 1名 0百万円） |

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
丸 山 結 香	取 締 役 (監 査 等 委 員)	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席しております。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、消費者としての視点や女性活躍促進策など広範かつ高度な視点を当社の経営に反映するとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待されており、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っているほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の監査、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合等を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬に関する諮問委員会」の委員であり、当事業年度に開催した諮問委員会3回のうち3回に出席しております。
小 出 忠 由	取 締 役 (監 査 等 委 員)	昨年6月に取締役（監査等委員）に就任した後、当事業年度に開催した取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回に出席しております。公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な経験を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かすとともに、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い取締役として経営を監督することが期待されており、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っているほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の監査、内部監査部門及び会計監査人との定期的な会合等を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である「指名・報酬に関する諮問委員会」の委員であり、昨年6月に取締役（監査等委員）に就任した後、当事業年度に開催した諮問委員会1回のうち1回に出席しております。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(6) 取締役会の実効性評価

当社の取締役会は、取締役会の実効性を評価するために、事業年度ごとに、取締役全員に無記名方式でアンケートを実施し、取締役会の構成、運営、課題、取締役会を支える体制の整備運用状況、株主・投資家との関係性等について分析・評価を行っております。

同アンケートにおいて、適切と評価された項目や改善がみられた項目については、維持・向上に努めるとともに、課題については検討・改善等を図り、さらなる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでおります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

36百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により、当該会計監査人を解任します。また、会計監査人が、わが国の監査基準等に照らし会計監査人としての適格性又は信頼性を損なう状況にあると判断したときは、監査等委員会の決定により、当該会計監査人を再任しません。この場合には、会社法に定める資格及び手続等に従い他の会計監査人を選定し、会計監査人選任議案を株主総会に諮るものとします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において次のとおり決定しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループは、取締役及び使用人がとるべき行動規範として「経営理念（コロナイズム）」を定め、法令遵守及び誠実な行動の確保を図る。
 - イ. 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準及び監査計画に基づき、取締役及び使用人の職務並びに業務執行を監査する。
 - ウ. 法令違反や不正行為等の発生、又はそのおそれのある状況を発見した場合に、直接通報相談を受け付ける内部通報窓口を社内・社外に設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
 - エ. 業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の監査室は、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会並びに関係部門に適宜報告する。
 - オ. 当社グループは、業務執行に際して、反社会的勢力と一切の関係を持たない。不当要求に対しては、組織全体で毅然とした対応を行うことを基本方針とし、拒否する意思表示を明確に行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令、定款及び規則・規定・要領等（以下、「社内規則」という。）に基づき作成・保存する。
 - イ. 上記の情報は、取締役会による取締役の職務の執行の監督又は監査等委員会による取締役の職務の執行の監査及び監督に当たり必要と認めるときは、いつでも閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、経営危機を事前に回避するため、社内規則に従い、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理業務を統括する。
 - イ. 各部門の長は、自部門において内在するリスクを把握・分析・評価したうえで、適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。
 - ウ. 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置する。対策本部は、予め定める社内規則に則り必要な対策を実施し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、原則として定時の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。

- イ. 当社は、経営の迅速な意思決定、取締役の効率的な職務執行を確保するため、執行役員制度を採用する。
 - ウ. 当社は、中期経営計画に基づき年度経営方針・年度部門方針アクションプラン等を策定し、目標達成に向けた進捗状況の管理を行う。
- ⑤ 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制
- ア. 当社は、財務報告に係る内部統制を円滑かつ効率的に推進するため内部統制規定及び内部統制評価要領を定め、内部統制の基本的枠組みを示し、内部統制評価の区分・範囲及び基本的な手続きを明確にする。また、監査室を推進部門として全社的体制を整備する。
 - イ. 当社は、内部統制の目的を達成するために、内部統制の基本的要素が業務に組み込まれたプロセスを構築し、組織内のすべての者によって適切に機能するよう運用する。
 - ウ. 代表取締役社長は、内部統制の最終評価責任者として、財務報告の信頼性に影響を及ぼす重要性の観点から必要な範囲について、内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を作成する。整備・運用状況の評価は、原則として評価対象業務及び部門から独立した監査室が代表取締役社長を補助し行う。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するため、社内規則に従い、グループ全体を統括管理する総合企画室と、当該子会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、状況に応じて適切な管理を行う。
 - イ. 当社は、関係会社管理規定に基づき、子会社に対して業務執行状況、財務状況等を報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について、適時適切な報告をさせる体制を整備する。
 - ウ. 総務部・経理部等の専門的職能を有する関係部門は、総合企画室又は業務管理部門の要請に基づいて支援を行う。
 - エ. 監査室は、代表取締役社長の指示により子会社に対して会計監査又は業務監査を行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会並びに関係部門に適宜報告する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務を補助し監査等委員会の運営に関する事務（以下、補助業務という。）を行うために、監査等委員会事務局を監査室に置く。
 - イ. 当該補助業務を行う使用人は内部監査業務を兼任するが、監査等委員会がさらに拡充を求める場合、代表取締役社長と協議する。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、監査室その他関係部門に対し、当該使用人の調査に協力するよう要請することができる。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア．当該補助業務を行う使用人が監査等委員会から必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の指揮命令を受けない。
- イ．当該使用人の人事異動、評価等に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア．監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務並びに業務の執行状況を把握するため、執行役員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- イ．監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して説明を求め、又は報告を受けることができる。
- ウ．監査等委員会が選定する監査等委員は、子会社における重要な意思決定の過程及び職務並びに業務の執行状況を把握するため、当該子会社の取締役、監査役及び使用人並びに業務管理部門に対して説明を求め、又は報告を受けることができる。
- エ．当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査役並びに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、会社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、又は経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- オ．監査等委員会に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア．監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、予め一定額の予算を確保し、監査等委員からの請求に応じ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払もしくは償還又は債務の処理を行う。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア．代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

- イ. 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
- ウ. 監査等委員会は、監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査等委員会監査の実効性確保を図る。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 法令・定款への適合の確保について

- ア. 当社グループは、行動規範として「経営理念（コロナイズム）」を定め、コロナグループ全社員への浸透を図っております。経営方針発表会や新入社員研修、管理職研修などの階層別研修において、意識の向上に取組みました。
- イ. 内部監査を行う監査室では、年間の監査計画に基づいて、業務執行が有効的かつ効率的に行われているかを監査しております。なお、当事業年度におきましては、38ヵ所を監査しました。

② 損失の危険の管理について

- ア. 当社グループにおける業務上のリスクの抽出を行い、既に開示している事業等のリスクも含め、リスク管理委員会に適宜報告しております。なお、当事業年度におきましては、リスク管理委員会を6回開催しました。
- イ. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を受けて、2020年2月に設置した経営危機対策本部にて、調達・生産・在庫・販売の状況や社内外の情報を集約・共有化して、その後の対応の方向付けや指示を随時行い、2020年6月に本部は解散しました。なお、随時感染防止の対策会議を開催し、対策の協議と情報共有を行っております。

③ 取締役の効率的な職務執行の確保について

- ア. 当社は、取締役会規則に基づき、原則として定時の取締役会を月1回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営に関する重要事項の決定を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を14回開催しました。
- イ. 外部機関を利用した取締役会の実効性評価を実施しております。
- ウ. 当社グループは、「コロナブランドの拡大と進化」をキーワードに掲げ、2019年度からの3年間を対象とする第8次中期経営計画を策定し、その実現に向けて取り組みを進めております。なお、2020年度の業績を踏まえ、2021年度の経営目標を修正しております。

④ 監査等委員会の実効的な監査の確保について

- ア. 監査等委員会が選定する監査等委員は、単独又は複数で調査を行い、必要に応じて当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査役並びに使用人に説

明を求めています。

- イ. 監査等委員会は、当事業年度におきまして、代表取締役と2回、会計監査人と8回会合を持ち、意見交換を行いました。また、監査等委員会開催時には監査室も同席し、内部監査の実施状況について報告を受けるなど、情報共有を図っております。
- ウ. 監査等委員会の職務を補助するため、監査室に監査等委員会事務局を設置し、補助使用人2名（内部監査業務を兼任）を配置しております。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当及び取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資及び設備投資に活用し、売上高の拡大及び収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の利益確保を図ってまいります。

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行できるよう、適宜、適切な対応を検討します。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	56,259	流 動 負 債	22,588
現 金 及 び 預 金	6,571	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	16,974
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,173	未 払 法 人 税 等	373
電 子 記 録 債 権	9,749	製 品 保 証 引 当 金	494
有 価 証 券	15,823	製 品 点 検 費 用 引 当 金	7
商 品 及 び 製 品	12,293	そ の 他	4,737
仕 掛 品	653	固 定 負 債	2,845
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	432	繰 延 税 金 負 債	1,124
そ の 他	1,581	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11
貸 倒 引 当 金	△18	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	960
固 定 資 産	42,253	そ の 他	749
有 形 固 定 資 産	17,879	負 債 合 計	25,434
建 物 及 び 構 築 物	4,707	(純 資 産 の 部)	
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,096	株 主 資 本	71,838
工 具、器 具 及 び 備 品	765	資 本 金	7,449
土 地	10,210	資 本 剰 余 金	6,686
建 設 仮 勘 定	99	利 益 剰 余 金	57,953
無 形 固 定 資 産	645	自 己 株 式	△251
投 資 そ の 他 の 資 産	23,727	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,240
投 資 有 価 証 券	17,745	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	797
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,688	土 地 再 評 価 差 額 金	772
繰 延 税 金 資 産	29	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△329
そ の 他	284	純 資 産 合 計	73,078
貸 倒 引 当 金	△20		
資 産 合 計	98,512	負 債 純 資 産 合 計	98,512

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目								金 額	
売 上	高 価								82,169
売 上	原 価								62,969
売 上	総 利 益								19,199
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費									18,236
営 業 利 益									963
営 業 外 収 益									
受 取 利 息 及 び 配 当 金							183		
そ の 他 の 営 業 外 収 益							164		347
営 業 外 費 用									
支 払 利 息							3		
有 価 証 券 売 却 損							12		
売 上 割 引							9		
そ の 他 の 営 業 外 費 用							1		26
経 常 利 益									1,283
特 別 利 益									
固 定 資 産 売 却 益							4		
投 資 有 価 証 券 売 却 益							7		12
特 別 損 失									
固 定 資 産 売 却 損							0		
固 定 資 産 除 却 損							3		
投 資 有 価 証 券 売 却 損							48		
投 資 有 価 証 券 評 価 損							190		242
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益									1,053
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税							433		
法 人 税 等 調 整 額							△5		427
当 期 純 利 益									626
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益									626

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	55,078	流 動 負 債	25,086
現金及び預金	6,196	支払手形	1,264
受取手形	2,646	買掛金	14,902
電売子記録	9,686	未払金	2,693
有価証券	5,873	未払費用	1,411
商品及び製品	15,823	未払法人税等	324
仕掛品	12,071	前受金	105
原材料及び貯蔵品	267	預り金	3,626
前払費用	362	製品保証引当金	494
未収入金	177	製品点検費用引当金	7
未消費税	1,290	設備関係支払手形	43
未貸倒引当金	551	その他	211
固定資産	136		
有形固定資産	△5	固 定 負 債	3,057
建物	41,252	繰延税金負債	1,353
構築物	14,950	再評価に係る繰延税金負債	960
機械及び装置	4,309	その他	744
車両運搬具	90		
工具、器具及び備品	1,319	負 債 合 計	28,144
土地	2	(純 資 産 の 部)	
建物	730	株 主 資 本	66,619
建設仮勘定	8,399	資本	7,449
無形固定資産	99	資本剰余金	6,686
ソフトウェア	636	資本準備金	6,686
ソフトラウエ	507	利益剰余金	52,734
その他の資産	45	利益準備金	489
投資その他の資産	84	その他利益剰余金	52,244
投資有価証券	25,664	特別償却準備金	6
投資関係会社株	17,511	特種縮帳積立金	103
長期貸付金	1,609	繰越利益剰余金	51,200
破産更生債権	3	自己株式	934
長期前払費用	246	評価・換算差額等	△251
前年の金費	16	その他有価証券評価差額金	1,568
倒引当金	17	土地再評価差額金	795
	6,086	純 資 産 合 計	772
	191		68,187
	△17		
資 産 合 計	96,331	負 債 純 資 産 合 計	96,331

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上 売上 販売 費 営	上		76,961
	原		59,017
	総		17,944
	利		17,687
益			256
営 受 有 受 そ 営 支 有 売 そ 経	業		
	外		
	収	40	
	益	87	
	息	413	
	利	101	643
	息		
	金		
	外		
	収		
営 支 有 売 そ 経	業		
	外		
	費	5	
	用	12	
	息	9	
	損	1	29
	引		
	割		
	外		
	費		
常			870
特 固 投 特 固 投 投 税 法 法 当	別		
	資		
	産	4	
	売	7	12
	却		
	益		
	益		
	損	3	
	失	48	
	損	190	241
期			641
純			
利		186	
益		△3	183
当			458

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 コロナ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井清幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村始史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水俊直 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロナの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 コロナ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 清 幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 俊 直 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロナの2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社コロナ 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 平 文 隆 ㊞

監査等委員 丸 山 結 香 ㊞

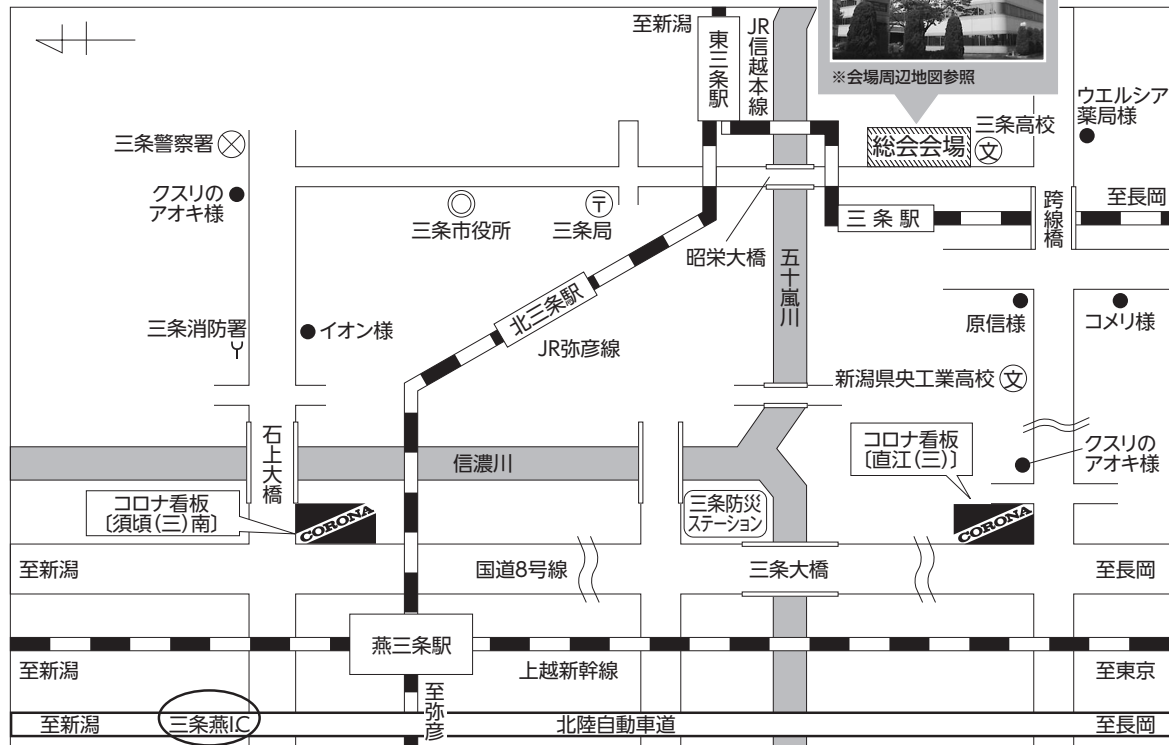
監査等委員 小 出 忠 由 ㊞

(注) 監査等委員丸山結香及び小出忠由は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会 場…新潟県三条市東新保 7 番 7 号
 当社本社技術開発センター 3 階大ホール
 電話 (0256) 32-2111 (大代表)



■会場周辺地図



[JR] 上越新幹線燕三条駅からタクシー20分
 信越本線東三条駅からタクシー10分
 信越本線三条駅から徒歩10分
 [北陸自動車道] 三条燕I.Cから20分